

一般社団法人 あまね 定款

令和2年11月18日

本定款は、当法人の現行定款に相違ない。

佐賀県小城市三日月町金田字久本 1070 番 1

一般社団法人 あまね

代表理事

大野真如

代表印

定 款

第 1 章 総則

(名称)

第 1 条 当法人は、一般社団法人あまねという。

(事務所)

第 2 条 当法人は、主たる事務所を佐賀県小城市に置く。

(目的)

第 3 条 当法人は、障害児・障害者及びその家族に対し、関連機関や地域住民と連携をとりながら様々な療育支援活動及び生活援助活動を行うとともに、広く一般市民を対象とした文化教育事業を通じて、障害児・障害者と健常者の交流の場、障害児・障害者とその家族の家族相互間の交流の場を提供し、もって地域社会に貢献することを目的とする。

(事業の種類)

第 4 条 当法人は、第 3 条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 児童福祉法に基づく障害児通所支援事業
- (2) 児童福祉法に基づく障害児相談支援事業
- (3) 日中一時支援事業
- (4) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業
- (5) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく地域生活支援事業
- (6) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく特定相談支援事業
- (7) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく一般相談支援事業
- (8) 介護保険法に基づく居宅サービス事業
- (9) 介護保険法に基づく介護予防サービス事業
- (10) 健康保険法に基づく指定訪問看護事業
- (11) 介護職員等による喀痰吸引等の実施に関する研修事業
- (12) 医療法に基づく診療所事業
- (13) 文化教育事業

日本の伝統文化（東洋思想、武道、茶道など）の普及啓発活動、スポーツ振興活動を行う。

- (14) 共同研修・勉強会の開催
- (15) 事業所の新規設立、運営、経営に関する支援事業
- (16) 事業者間の情報交換・交流
- (17) 渉外・広報

国や自治体への政策提言や交渉若しくはパブリシティなどを行う。

- (18) その他、当法人の目的を達成するために必要な事業

第2章 会員

(種別)

第5条 当法人の会員は、次のとおりとし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 当法人の目的に賛同して入会した、個人及び団体。
- (2) 賛助会員 当法人の活動を賛助するために入会した個人。
- (3) 法人会員 当法人の活動を賛助するために入会した法人。

(入会)

第6条 会員として入会しようとするものは、理事会が別に定める入会申込書により申し込み、理事会の承認を得なければならない。

(会費)

第7条 会員は、理事会が別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第8条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は会員でもある団体が消滅したとき。
- (3) 継続して1年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第9条 会員は、理事会が別に定める退会届を理事に提出して、任意に退会すること

ができる。

(除名)

第10条 会員が次の各号の一に該当する場合には、理事会の議決により、これを除名すること

ができる。

- (1) この定款に違反したとき。
- (2) 当法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由あるとき。

2. 前項の規定により会員を除名しようとする場合は、議決の前に当該会員に弁明の機会

を与えなければならない。

(抛出金品の不返還)

第11条 すでに納入した会費その他の抛出金品は、返還しない。

第3章 役員

(種別及び定数)

第12条 当法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 3人以上
 - (2) 監事 1人以上
2. 理事のうち、1人を代表理事とする。

(選任等)

第13条 理事及び監事は、総会において選任する。

2. 代表理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
3. 理事のうち、理事のいずれか1名とその配偶者又は3親等内の親族（その他当該理事と政令で定める特別の関係がある者を含む。）である理事の合計数が理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。
4. 監事は、理事又は当法人の職員を兼ねてはならない。

(職務)

第14条 代表理事は、当法人を代表し、その業務を総理する。

2. その他の理事は、代表理事を補佐し、代表理事に事故あるとき又は代表理事が

欠けたときは、理事会があらかじめ指名した順序によってその職務を代行する。

3. 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、当法人の業務

を執行する。

4. 代表理事及びその他の理事は、毎事業年度に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の

職務の執行の状況を理事会に報告する。

5. 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の業務執行の状況を監査すること。

(2) 当法人の財産の状況を監査すること。

(3) 前2号の規定による監査の結果、当法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令

若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄

庁に報告すること。

(4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。

(5) 理事の業務執行の状況又は当法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、又は

理事会の開催を請求すること。

(任期等)

第15条 役員は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する通常総会の終結の時までとする。

2. 補欠により選任された理事及び監事の任期は、それぞれの前任者の任期の満了する時までとする。

3. 役員は、辞任又は任期満了後において定数を満たすことができなくなった場合には、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(解任)

第16条 役員が次の各号の一に該当する場合には、総会の議決によりこれを解任することができる。

(1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

2. 前項の規定により役員を解任しようとする場合は、議決の前に当該役員に弁明の機会を与えなければならない。

(報酬等)

第17条 役員の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当法人から受ける財産上の利益は、社員総会の決議によって定める。

(職員)

第18条 当法人に、事務局及び業務を行う職員を置く。

2. 職員は、代表理事が任免する。

第4章 総会

(種別)

第19条 当法人の総会は、通常総会及び臨時総会とし、総会をもって一般法人法上の社員総会とする。

(構成)

第20条 総会は、正会員をもって構成する。

(権限)

第21条 総会は、次の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散及び合併
- (3) 事業計画及び予算
- (4) 事業報告及び決算
- (5) 役員の選任及び解任
- (6) その他運営に関する重要事項

(開催)

第22条 通常総会は、毎年1回開催する。

2. 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の3分の1以上から会議の目的を記載した書面により招集の請求があったとき。
- (3) 監事が第14条第5項第4号の規定に基づいて招集するとき。

(招集)

第 23 条 総会は、前条第 2 項第 3 号の場合を除いて、代表理事が招集する。

2. 代表理事は、前条第 2 項第 1 号及び第 2 号の規定による請求があったときは、その日から 30 日以内に、臨時総会を招集しなければならない。
3. 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的記録により、開催の日の少なくとも 5 日前までに通知しなければならない。

(議長)

第 24 条 総会の議長は、その総会に出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第 25 条 総会は、正会員の 2 分の 1 以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第 26 条 総会における議決事項は、第 23 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2. 総会の議事は、この定款に規定するものの他、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
3. 理事又は正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示があったときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

(表決等)

第 27 条 総会における表決権は、正会員一名につき一個とする。

2. 総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について、書面若しくは電磁的記録をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
3. 前項の規定により表決した正会員は、前 2 条及び次条第 1 項の適用については、総会に出席したものとみなす。
4. 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第 28 条 総会の議事については、次の事項を記録した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 正会員総数及び出席者数（書面又は電磁的記録による表決者がある場合にあっては、その数を付記すること。）
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項
 2. 議事録には、議長及び総会において選任された議事録署名人2名が、記名押印又は署名しなければならない。
 3. 前2項の規定にかかわらず、正会員全員が書面又は電磁的記録による同意の意思表示をしたことにより、総会の議決があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
 - (1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容
 - (2) 前号の事項を提案した者の氏名又は名称
 - (3) 総会の決議があったものとみなされた日及び正会員総数
 - (4) 議事録の作成にかかる職務を行った者の氏名

第5章 理事会

(構成)

第29条 当法人に理事会を置く。

2. 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(機能)

第30条 理事会は、この定款で別に定める事項のほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない業務の決定及び執行に関する事項

(開催)

第31条 理事会は次に掲げる場合に開催する。

- (1) 代表理事が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の2分の1以上から理事会の目的である事項を記載した書面又は電磁的記録により招集の請求があったとき。
- (3) 監事から第14条第5項第5号の規定に基づき招集の請求があったとき。

(招集)

第 32 条 理事会は代表理事が招集する。

2. 代表理事は、前条第 2 号及び第 3 号の規定による請求があったときは、その日から 30 日以内に理事会を招集しなければならない。
3. 理事会を招集するときは書面又は電磁的記録により、開催の日の少なくとも 5 日前までに通知しなければならない。

(議長)

第 33 条 理事会の議長は、代表理事がこれにあたる。

(議決)

第 34 条 理事会の議決は、理事の過半数をもって決するものとする。

2. 理事が理事会の目的である事項について提案した場合において、理事全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示があったときは、当該提案を可決する旨の理事会の議決があったものとみなす。

(表決権等)

第 35 条 理事会における表決件は、理事一名につき一個とする。

2. 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第 36 条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 理事総数及び出席者数及び出席者氏名
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
2. 議事録には、出席した理事及び監事が、記名押印又は署名しなければならない。
 3. 前項の規定にかかわらず、理事全員が書面又は電磁的記録による同意の意思表示をしたことにより、理事会の議決があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
 - (1) 理事会の議決があったものとみなされた事項の内容
 - (2) 前号の事項を提案した者の氏名
 - (3) 理事会の議決があったものとみなされた日及び理事総数
 - (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第 6 章 資産及び会計

(資産の構成)

第 37 条 当法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金、助成金等
- (4) 財産から生ずる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

(資産の管理)

第 38 条 当法人の資産は、代表理事が管理し、その方法は、総会の議決を経て、代表理事が別に定める。

(事業年度)

第 39 条 当法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第 40 条 当法人の事業計画及びこれに伴う予算は、毎事業年度ごとに代表理事が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第 41 条 前条の規定にかかわらず、予算が成立しないときは、代表理事は理事会の議決を経て予算成立の日まで、前事業年度の予算に準じ収益費用を講ずることができる。

2. 前項の収益費用は、あらたに成立した予算の収益費用とみなす。

(予算の追加及び更正)

第 42 条 予算成立後にやむを得ない事由が発生したときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第 43 条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 活動計算書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）

2. 当法人は、剰余金の分配を行うことができない。決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

（臨機の措置）

第 44 条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会の議決を経なければならない。

第 7 章 定款の変更、解散及び合併

（定款の変更）

第 45 条 当法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の 4 分の 3 以上の多数による議決を経なければならない。

（解 散）

第 46 条 当法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 正会員が欠けたこと
- (3) 合併
- (4) 破産手続開始の決定

2. 前項第 1 号の事由により当法人が解散するときは、正会員総数の 4 分の 3 以上の議決を経なければならない。

（残余財産の帰属）

第 47 条 当法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに残余する財産は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に譲渡するものとする。

（合併等）

第 48 条 当法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の 4 分の 3 以上の議決を経なければならない。

第 8 章 公告の方法

(公 告)

第 49 条 当法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法による。

第 9 章 附則

(最初の事業年度)

第 50 条 当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から平成 28 年 1 月 31 日までとする。

(設立時社員)

第 51 条 当法人の設立時社員の氏名及び住所は、以下のとおりとする。

(氏名)	(住所)
大野 真如	佐賀県小城市三日月町樋口 637 番地
大野 英章	佐賀県小城市三日月町樋口 637 番地

(設立時役員)

第 52 条 当法人の設立時役員は、以下のとおりとする。

設立時理事

大野 真如
大野 英章
齋藤 雄三
江藤 俊平
森 啓輔
薬師寺 正浩

設立時監事

鈴木 由夫

2. 当法人の設立時代表理事は、設立時理事の中から設立時理事の過半数をもって選定する。

(細則)

第 53 条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、代表理事がこれを定める。

(法令の準拠)

第 54 条 この定款に規定のない事項は、すべて一般法人法その他の法令に従う。